

他自治体における障害を理由とする差別の解消を推進するための条例一覧

参考資料 1

	北海道	岩手県	千葉県	茨城県	京都府
条例名	北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例	障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例	障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例	京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例
施行年月日	平成22年4月1日	平成23年7月1日	平成19年7月1日	平成27年4月1日	平成27年4月1日
前文	無	有	有	有	有
目的	第1条 障がい者及び障がい児の権利を擁護するとともに、障がいがあることによつていかなる差別、虐待も受けることのない暮らしやすい地域づくりを推進すること	第1条 障がいのある人と障がいのない人とが互いに権利を尊重し合いながら共に学び共に生きる地域づくりを推進すること	第1条 障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現を図ること	第1条 障害の有無によつて分け隔てられることなく誰もが個人の尊厳及び権利が尊重され、住みなれた地域で社会を構成する一員として共に歩み幸せに暮らすことができる社会の実現に寄与すること	第2条 共生社会の推進
差別の禁止等	第19条 障がい者の権利擁護に配慮しなければならない 第20条 学校、公共交通機関、職場その他障がい者が生活するために必要な場において合理的配慮に努めるとともに、差別や不利益な扱いをしてはならない	第2条 「不利益な区別、排除及び権利の制限をすること」及び「合理的配慮をしないこと」を「不利益な取扱い」と定義 第7条 不利益な取扱いの禁止	第2条 「不利益取扱いをすること」及び「合理的な配慮の不提供」を「差別」と定義。「不利益取扱い」を①～⑧の分野に分けて具体的に定めている。 ①福祉サービス ②医療 ③商品又はサービス提供 ④雇用 ⑤教育 ⑥建物・公共交通機関 ⑦不動産取引 ⑧情報提供等 第8条 差別の禁止	第2条 「差別」を不当な差別的取扱いにより権利利益を侵害すること又は「合理的配慮をしないこと」と定義 第9条 差別の禁止	第6条 不利益取扱いの禁止について、①～⑧の分野に分けて具体的に定めている。 ①社会福祉法の福祉サービス ②障害者総合支援法の障害福祉サービス ③医療 ④商品販売・サービス提供 ⑤教育 ⑥建物・公共交通機関 ⑦不動産取引 ⑧情報提供等 第6条 障害者の権利利益の侵害の禁止
相談体制	—	第15条 県	第14, 15条 地域相談員 第16条 広域専門指導員	第10条 県 第11条 特定相談の委託	第10条 地域相談員 第11条 広域専門相談員
紛争解決の仕組み	調査	第47条 知事又は地域づくり推進員	—	第22条 知事	第13条 知事
	助言・あつせん	第48条 地域づくり推進員	—	第23条 調整委員会	第14条 知事
	勧告	第48条 知事	—	第24条 知事	第15条 知事
	公表	第48条 知事	—	—	第16条 知事
	調査・審議機関	第41～48条 障がい者が暮らしやすい地域づくり推進委員会 第49～51条 障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部	—	第23条 調整委員会 第29～30条 推進会議	第18条 協議会
市民理解の促進	第10条 道民等の理解の促進	—	第31条 表彰 第32条 情報の提供等	第8条 啓発活動	第20条 啓発活動
施策・取り組み	第7条 情報の提供 第8条 財政上の措置 第9条 関係法令等との調和 第11条 企業等の取組の支援 第12条 医療とリハビリテーションの確保 第13条 移動手段の確保 第14条 切れ目のない支援 第15条 保健・福祉及び教育の連携 第16条 高齢者施策等との連携 第17条 障がい者の家族に対する配慮 第18条 地域間格差の是正等 第21条 虐待の禁止 第28～32条 障がい者に対する就労の支援 第33～40条 障がい者就労支援推進委員会	第8条 虐待の禁止 第9条 交流機会の拡大 第10条 職員の育成 第11条 情報提供及び意見聴取 第12条 教育の支援体制の整備・充実 第13条 市町村・関係団体との相互連携 第14条 関係団体への支援 第16条 財政上の措置	第7条 財政上の措置 第26条 訴訟の援助	第7条 財政上の措置	第8条 社会的障壁の除去のための合理的な配慮 第21条 交流の促進 第22条 雇用及び就労の促進 第23条 文化芸術活動等の推進 第24条 府民等の活動の促進 第26条 財政上の措置
罰則	—	—	第36条 秘密を漏らした場合	—	第28条 秘密を漏らした場合

他自治体における障害を理由とする差別の解消を推進するための条例一覧

	熊本県	長崎県	鹿児島県	沖縄県	さいたま市
条例名	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例	障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例	障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例	沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例	誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例
施行年月日	平成24年4月1日	平成26年4月1日	平成26年10月1日	平成26年4月1日	平成23年4月1日
前文	有	有	有	有	有
目的	第1条 県民が障害の有無に関わらず社会の対等な構成員として暮らすことのできる共生社会の実現に寄与すること	第1条 障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で、社会を構成する一員として、あらゆる社会活動に参加することができる共生社会の実現に寄与すること	第1条 障害者差別解消法と相まって、障害を理由とする差別の解消を推進すること	第1条 全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与すること	第1条 市民が障害の理解の有無に関わらず、等しく市民として個人の尊厳と権利が尊重され、その権利を享受することができる地域社会の実現に寄与すること
差別の禁止等	第8条 不利益取扱いの禁止について、①～⑩の分野に分けて具体的に定めている。 ①社会福祉法の福祉サービス ②障害者総合支援法の障害福祉サービス ③医療 ④商品販売・サービス提供 ⑤労働者の募集・採用 ⑥雇用 ⑦教育 ⑧建物・公共交通機関 ⑨不動産取引 ⑩情報提供 ⑪意思表示  第6条 障害者の権利利益の侵害の禁止	第9条 差別の禁止(差別の禁止について第10条から第19条に具体的に定めている)  第10条 福祉サービス 第11条 医療 第12条 商品及びサービス提供 第13条 労働・雇用 第14条 教育 第15条 建築物 第16条 交通機関 第17条 不動産取引 第18条 情報提供 第19条 意思表示の受領	第2条 不利益取扱いと合理的配慮がなされないことを「差別」と定義 第8条 差別の禁止(不利益取扱いの禁止について第9条から第16条に具体的に定めている)  第9条 福祉サービス 第10条 医療 第11条 商品販売・役務提供 第12条 労働・雇用 第13条 教育 第14条 公共施設・交通機関 第15条 不動産取引 第16条 情報の提供及び受領	第7条 差別の禁止(不利益取扱いの禁止について第8条から第17条に具体的に定めている)、合理的配慮の提供、虐待の禁止 第8条 福祉サービス 第9条 医療 第10条 サービス提供・商品販売 第11条 雇用 第12条 教育 第13条 建築物 第14条 公共交通機関 第15条 不動産取引 第16条 意思の表明の受領 第17条 情報提供	第2条 「差別」となる行為について、①～⑧の分野に分けて具体的に定めている。 ①日常生活 ②教育 ③雇用 ④保健医療・福祉サービス、商品提供、サービス提供、不動産取引 ⑤建物・公共交通 ⑥情報提供 ⑦意思表示 ⑧その他  第9条 差別の禁止
相談体制	第12条 地域相談員 第13条 広域専門相談員	第30条 地域相談員 第31条 広域専門相談員	第17条 県 第18条 相談員の委嘱	第19条 差別事例相談員 第20条 広域相談専門員	—
紛争解決の仕組み	調査	—	第33条 知事	第19条 障害者差別解消支援協議会	第11条 市長
	助言・あっせん	第17条 調整委員会	第34条 障害のある人の相談に関する調整委員会	第19条 障害者差別解消支援協議会	第12条 権利擁護委員会
	勧告	第18条 知事	第35条 知事	第22条 知事	第13条 市長
	公表	第19条 知事	第36条 知事	第22条 知事	第14条 市長
	調査・審議機関	第22条 調整委員会	第20条 障害のある人の相談に関する調整委員会 第41条 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議	第19条 障害者差別解消支援協議会	第22条 障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会
市民理解の促進	第21条 県民の理解の促進	第39条 表彰 第40条 県民の理解と関心の増進	第24条 表彰 第25条 普及啓発	第18条 障害のある人に関する理解の促進	第8条 顕彰
施策・取り組み	第7条 財政上の措置 第10条 虐待の禁止	第8条 財政上の措置	第7条 財政上の措置	第25条 障害福祉サービスの充実 第26条 雇用の場の拡大 第27条 教育の充実 第28条 移動等の円滑化を図るための都市等のデザイン及びバリアフリー化の促進 第29条 駐車場の確保 第30条 住宅環境の整備 第31条 障害の特性に応じた情報提供 第32条 差別等をなくすための民間の活動の促進 第33条 障害のある人同士による相談体制の充実 第34条 文化芸術等に参加できる環境の整備 第35条 市町村防災計画に関する情報提供等 第36条 離島等における障害のある人に対する福祉の充実 第37条 基本的施策の計画的推進	第16条 虐待の禁止 第22条 障害者等への総合的な支援 第23条 成年後見制度の利用の支援 第24条 障害者の居住場所の確保 第25条 意思疎通等が困難な障害者に対する施策 第26条 障害者の社会参加の機会の拡大 第27条 生涯にわたる支援 第28条 障害者への保育の実施 第29条 障害者に対する包括的な教育の実施 第30条 障害者の就労支援 第31条 自立支援協議会
罰則	第24条 秘密を漏らした場合	第50条 秘密を漏らした場合	—	第39条 秘密を漏らした場合	—